

非常勤消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 6 月 2 4 日

川越市長 森田初恵

川越市条例第 2 6 号

非常勤消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

非常勤消防団員等公務災害補償条例（昭和42年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第18条中「31万5,000円」を「33万円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の非常勤消防団員等公務災害補償条例（次項において「新条例」という。）第18条の規定は、令和8年4月1日（以下この項及び次項において「適用日」という。）以後に支給すべき事由が生じた非常勤消防団員等公務災害補償条例第4条第7号に規定する葬祭補償（以下この項及び次項において「葬祭補償」という。）について適用し、適用日前に支給すべき事由が生じた葬祭補償については、なお従前の例による。
- 3 適用日以後に支給すべき事由が生じた葬祭補償であつて、この条例による改正前の非常勤消防団員等公務災害補償条例（以下「旧条例」という。）第18条の規定による金額により支給されたもの又は旧条例附則第6条の規定による金額により支給されたもの（その額が66万円未満であるものに限る。）の支払は、新条例第18条の規定による金額により支給されるべき葬祭補償の内払とみなす。